

平成 30 年度事業計画

1 基本理念及び行動指針

(1) 基本理念

当センターは、昭和 47 年（1972 年）に「財団法人長野県建築安全協会」として設立されました。その後、平成 22 年 3 月に公益法人制度改革により、一般財団法人に移行し、この間、名実ともに第三者機関として、地域の建築・住宅事業の発展に貢献してまいりました。

今後共、豊富な経験・実績を引き続き生かし、従前からの建築確認検査、住宅瑕疵担保責任保険検査、適合証明、住宅の性能評価等の業務に加え、建築物省エネ法等による新たな業務にも積極的に取り組んでまいります。

また、県内を業務区域とする機関等として、地域に根差したサービスに心がけ、各種申請手続きにおける「ワンストップサービス」を推進するとともに、適宜セミナーの開催等により、事業者等に対し情報の提供を行ってまいります。

(2) 行動指針

基本理念を達成するため、特に、次に留意し事業を遂行します。

① コンプライアンスの徹底

関係法令を遵守するとともに、常に危機管理意識を持ち、社会的な責任を果たします。

② 公正・適確な業務執行

公益的使命を自覚し、業務執行に当たっては公正・中立な立場で適確に行います。

③ 親切・丁寧な対応

顧客のニーズを的確に把握し、業務に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、顧客の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

④ 自立精神の確保

効率的な業務の実施、長期的な視点に立った業務展開などにより、健全で自立的な経営の確保に努めます。

⑤ 関係官庁・関係団体との協調

指定権者である長野県や長野市などの特定行政庁との連携を推進するとともに、建築関係団体との協調を図ります。

(3) 事業活動の柱

① 安心・安全な住まいづくりの確保

② 良質な住まいづくりを支援

③ 社会への貢献

2 事業計画

(1) 建築物等の確認・検査事業

平成30年4月から小諸・佐久の区域について、建築確認検査業務区域に加え、上田事務所において受付を開始します。

建築確認・検査件数

(単位：件)

区 分	29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
建 築 確 認	3,800(4,100)	4,300
検 査 (中間・完了)	3,700(3,800)	3,900

注) 建築確認は計画変更を除く。

(2) 構造計算適合性判定事業

「適合判定室」において構造計算適合性判定業務を実施します。

適合判定件数 [棟数]

(単位：件)

区 分	29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
適 合 判 定	38[42] (70[80])	40[45]

(3) 住宅保証機構(株)等との委託事業 (住宅瑕疵担保責任保険事業)

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、国から保険法人として指定を受けている住宅保証機構(株)及びハウスプラス住宅保証(株)と委託契約を締結し、住宅瑕疵担保責任保険等事業を実施します。

保険取扱件数

(単位：件)

区 分	29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
住宅瑕疵担保保険申込	850(1,050)	920
保険法人検査 [※]	30(50)	50

※「すまい給付金」に対応した住宅瑕疵担保保険検査と同等の検査

(4) 住宅金融支援機構の適合証明事業 (フラット35)

民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫、以下「支援機構」という。)が行う証券化事業(適合証明業務)を、支援機構と協定を締結し、新築住宅に係る設計審査及び現場審査を実施します。

適合証明件数

(単位：件)

区 分	29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
受 付 件 数	290(340)	310

(5) 住宅の性能評価等に係る事業

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、次の業務を実施します。

- ① 住宅性能評価業務（設計及び建設）
 - ※ハウスプラス住宅保証(株)の建設評価を含む。(ハウスプラス住宅保証(株)(登録住宅性能評価機関)と委託契約を締結)
- ② 長期優良住宅建築等計画技術的審査業務
- ③ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務
- ④ すまい給付金に係る現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務
- ⑤ 低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査業務
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務

受付件数

(単位：件)

区 分		29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
①住宅性能評価 (設計評価・建設評価(既存共))		12(115)	※50
②長期優良住宅(リフォーム共)		205(270)	230
③住宅性能証明		50(50)	55
④現金取得者向け住宅証明書		40(80)	45
⑤低炭素建築物		16(40)	20
⑥建築物 省エネ法	適合性判定	3(5)	5
	技術的審査	4(2)	5
	性能表示審査 (BELS)	43(5)	50

(6) 昇降機の安全対策の推進事業（定期検査報告支援）

昇降機メーカー等が定期検査を行い、特定行政庁に報告した昇降機について、メーカー等の求めに応じ、報告済証の発行を実施します。

昇降機の報告済証発行件数

(単位：件)

区 分	29年度決算見込 ()は当初計画	30年度当初計画
報告済証発行	8,150(8,800)	8,200

3 課題と対応

(1) 建築確認検査シェアの拡大

小諸・佐久地域の建築確認検査業務区域の拡大にあたって、建築確認の完了検査をはじめとした検査業務を的確に行うため、在宅の確認検査員を雇用・活用する「在宅検査員の雇用に関する取扱規程」を定めるとともに、在宅検査員1名を確保してきたところです。

今後の建築確認検査業務区域について、確認検査員、在宅検査員の確保、配置及び新受付システムの効果を踏まえた業務処理体制等を勘案のうえ、引続き拡大を目指し検討してまいります。

(2) 営業活動等の推進・サービスの向上

定期的・継続的な営業活動を行い、従前からの顧客の確保及び新規顧客の獲得に努めるとともに、窓口等における接遇の改善、申請書の適確・スピーディな処理等により、サービスの質の向上を推進します。

また、顧客の利用状況に応じた還元等について、収支状況を勘案のうえ、導入を検討してまいります。

(3) 申請手数料の改定の検討

通信費等の諸経費が増加していることから、建築確認・検査手数料及び構造計算適合性判定手数料の一部を県と同様に、平成30年4月に改定します。今後とも諸経費及び県等の動向を見極めながら、適正な手数料の改定を行い収支の改善を図ってまいります。

(4) その他

① 若手職員の計画的な採用・育成

県等の定年退職年齢の引上げ及び建築職員退職者の減少が見込まれることから、その動向を勘案のうえ、引続き退職者の採用に努めるとともに、退職者以外の一級建築士を計画的に採用し、実務の経験や研修を通じて、確認検査員資格の取得を図ってまいります。

② 事務・管理経費の削減

事務所の統合を行い、事務・管理経費の削減を図ってきましたが、今後とも人員の配置及び事務事業の見直しを行い、費用対効果の観点から経費の削減に努めます。